

別表第1（第2条関係）

占有物件		占有料	
		単位	金額 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	<u>610</u>
	第2種電柱		<u>950</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話柱		<u>550</u>
	第2種電話柱		<u>880</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>
	その他柱類		<u>55</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>5</u>
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>540</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>330</u>
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,100</u>
	郵便差出箱		<u>460</u>
	広告塔	表示面積1平方	<u>1,700</u>

		メートルにつき 1年	
	その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,100</u>
法第32条	<u>外径が0.07メートル未満のもの</u>	長さ1メートル につき1年	<u>23</u>
第1項第	<u>外径が0.07メートル以上0.1メー</u>		<u>33</u>
2号に掲	<u>る未満のもの</u>		
げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メー		<u>49</u>
	トル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メー		<u>66</u>
	トル未満のもの		
	<u>外径が0.2メートル以上0.3メー</u>		<u>99</u>
	<u>トル未満のもの</u>		
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メー</u>		<u>130</u>
	<u>トル未満のもの</u>		
	外径が0.4メートル以上0.7メー	<u>230</u>	
	トル未満のもの		
	<u>外径が0.7メートル以上1メー</u>	<u>330</u>	
	<u>トル未満のもの</u>		
	外径が1メートル以上のもの	<u>660</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方	<u>1,100</u>

法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	上空に設ける通路		メートルにつき	<u>850</u>
	地下に設ける通路		1年	<u>510</u>
	その他のもの			<u>1,100</u>
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「施行 令」とい う。）第 7条第1 号に掲げ る物件	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170</u>
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,700</u>
	標識		1本につき1年	<u>880</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,700</u>
		その他のもの		<u>850</u>
施行令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,100</u>
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方 メートルにつき	<u>170</u>
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設			1月	<u>110</u>

備考

- 1 占用料の額が年額で定められている工作物、物件又は施設に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割で計算し、占用料の額が月額で定められている工作物、物件又は施設に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 2 占用の面積が1平方メートル未満のもの、又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満のもの、又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。
- 3 占用料の徴収額が1件100円未満の場合は100円とする。
- 4 占用の期間が1月未満のもので、当該占用の期間が翌年度にわたる場合における占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。